

第6章 施策の展開

基本方針1 障害者の意思が尊重され自分らしく暮らせるまちづくり

現状と課題

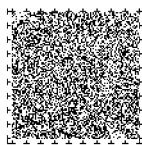
障害者が身近な地域で自分らしく暮らしていくために、必要な保健・医療サービス等を受けられるよう、医療体制等の充実および患者の経済的負担の軽減を図ることが求められています。

また、障害の原因となる疾病等の早期発見・予防・治療に関する施策や、難病に関する保健・医療施策を推進し、疾病予防、重症化予防、適切な支援につなげることが重要です。

現在、市では在宅生活中の医療的ケア児者の個別相談に対応し、医療や福祉サービス機関との連携を行っているほか、医療的ケア連絡会では、関係機関と地域づくりについて検討などを行い、医療・福祉の充実を図っていますが、短期入所医療型が国中地域にしかないため、介護負担が軽減できないことが課題となっています。

市では障害者虐待防止センターを24時間体制で運営したり、障害者差別相談員を配置し、障害者の権利擁護に関する相談支援体制を整え差別防止、権利擁護に対応していますが、アンケートやヒアリング調査では、差別を受けた経験が多く報告されました。さらに、成年後見制度の利用希望については、「利用したくない」が前回アンケート時より増加しており、制度の理解不足や手続きの複雑なイメージがあることから、制度や手続きへの理解を進める必要があります。

一方、防災に関しては、防災ベストの配付に関して、周知・普及が行き届いていない面があることが分かりました。災害時に助けてくれる人が「いない」とする回答が、前回アンケートから増加していることなどから、共助体制の確立や意思疎通手段を日常的に使用し、有事の際にもスムーズな対応を図る必要があります。



施策の方向

(1) 保健・医療サービスの充実

医療費負担の軽減

- 障害者及び障害児等の疾病や二次障害の予防及び早期発見、早期治療のため、各種助成制度と対象者をつなぎ、受診に係る経済的な負担軽減を安定的に支援します。

障害の予防・早期発見

- 住民全体が心身ともに健康を保ち、疾病や障害を予防するため、また障害者及び障害児等の重症化予防のため、健康診断や予防接種、またメンタルヘルスをセルフチェックできる「心の体温計」を周知啓発します。

医療的ケア児や難病者の医療連携

- 日常的に医療的ケアが必要な障害者、障害児、難病患者、介護する家族等が安心して生活できるよう、円滑な医療との連携に努め、富士北麓圏域への医療型短期入所施設の設置に向け、引き続き県や医療機関と検討を続けます。

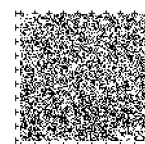
(2) 権利擁護の支援体制の確立

虐待、差別防止に努める

- 障害者及び障害児等の日常生活や就労等の場における差別禁止や合理的配慮の提供、虐待防止に関する啓発活動に努め、権利侵害が発生した場合には、速やかに相談対応していきます。

成年後見制度の周知

- 障害者及び障害児等の財産や権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用して、安心して生活できるよう、制度の周知や、利用の促進、また相談機能の強化を行い、地域における連携・対応強化を推進する中核機関の設置に向け、積極的に協議を進めます。



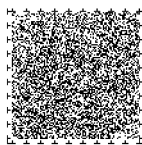
(3) 災害対策の推進

災害時の備え

- 災害時に備え、「自助」の一つである防災ベストやヘルプカードの普及をさらに進め、「共助」である地域の避難訓練への参加により、地域で助け合う意識の啓発に取り組みます。

速やかな避難の備え

- 災害時に障害者及び障害児等やその家族が速やかに避難できるよう、要援護者名簿の登録や、必要な方に個別避難計画が策定できるよう、安全対策課と連携して推進します。



基本方針2 社会参加、生きがいを得られる機会づくり

現状と課題

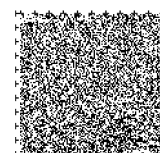
社会参加には外出を伴う場面が多くあります。しかし、アンケートやヒアリング調査からは、自家用車で外出する際に、見た目では障害が判別できないために障害者用駐車場の利用の際に注意されたり、障害者用の駐車場利用をためらう方がいることが分かりました。また、薬の服用などにより自家用車が利用できない方や、公共交通機関（タクシーなど）自体の利用に介助が必要な方などが約2割いることも明らかになりました。市では、福祉タクシーの対象範囲を拡大するなどし、アンケートやヒアリング調査結果から、一定の効果と理解が得られたものの、対象拡大の周知が行き届いていないことも分かりました。また、市内に専門医がなく、市外、県外への受診を余儀なくされる方も多く、患者の方々の受診の際の交通に係る金銭的負担の軽減を検討する必要があります。

就業については、現在「働いていない」は5割程度で、前回アンケートと比べると5.7ポイント増加しました。一方、保護者からは支援学校卒業後に就労場所が少ないことを不安視する声も多く寄せられました。

自立した生活を送るためにも、移動の支援、働きたい人の希望が叶う雇用促進の取組、生涯学習や住民交流など、社会参加しやすい体制づくりの充実に向け、推進していくことが必要です。

地域交流や創作活動の場の提供や、相談受付などの支援を行い社会参加を促進する「地域活動支援センター」の利用者からは、「センターに通うことが生きがい」との意見も寄せられていますが、より地域の方々との親睦を深めるためにサークル活動の拡充を求める声もあり、より充実した取組が必要です。

社会参加を可能にするためには子どもの頃からの支援が重要となることから、障害児等の希望を踏まえ、各関係機関が連携しながら障害特性に応じたインクルーシブ教育の推進に努めることが必要です。また、横のつながりがないとの意見もあるため、情報交換できる場の提供とともに、障害児等をもつ親などが集まり、子育ての不安や悩み、療育の方法などについて情報交換できる場の提供に努めます。



施策の方向

(1) 移動手段の拡充

移動に関する制度の周知・利用促進

- 社会参加や就労、外出の機会を拡大するため、障害者等に対する助成事業や福祉サービスを周知し、利用の促進を図ります。

障害者の移動手段の拡充

- 公共交通機関や福祉有償運送について障害者及び障害児等が安心して利用できるような環境やサービスが提供されるよう、事業者への理解と協力を求めています。

(2) 就労の促進

障害者の雇用促進

- ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、若者サポートステーションなどと連携し、福祉的就労から一般就労、職場定着までの継続的支援を図り、地域障害者等の雇用を促進します。

優先調達の推進

- 「富士吉田市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者施設等からの物品等の調達を推進し、障害者等の工賃向上及び経済的自立を促進します。

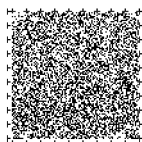
(3) 生涯学習の推進

生きがいづくりの推進

- 生涯学習課等の文化行政担当や社会福祉協議会、また各種障害者団体と連携し、レクリエーション活動、芸術文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の確保を行い、障害者及び障害児の参加を促し、個性や能力の発揮を図ります。

サークル活動の支援

- 障害者団体や、障害者支援を目的とするサークルなどの活動を支援し、障害者等が参加しやすい環境づくりに取り組みます。



(4) 障害児の療育・教育の充実

子どもの専門的な支援の場の確保

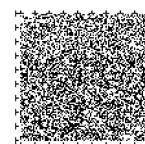
- 障害児等が早期から専門的な療育、相談が受けられるよう、子ども関係部署と連携を行い、支援体制を強化するとともに、障害児等の療育機関の中核機関として富士北麓圏域に児童発達支援センターの設置を進めます。

インクルーシブ教育の推進

- 市の教育委員会及び各関係機関と連携し、小中学校において障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組みとなるインクルーシブ教育の推進に努めます。

親同士のつながりの場の提供

- 障害児等をもつ親などが集まり、子育ての不安や悩み、療育の方法などについて情報交換できる場の提供に努め、周知を行います。



基本方針3 とともに認め、支えあう共生の地域づくり

現状と課題

ヒアリング調査結果では、住民の障害（者）理解を望む声が多く寄せられています。共生社会を実現していくためには、障害の有無に関わらず、全ての人が障害者及び障害児等や障害について深く理解し、正しく認識し、お互いの個性を尊重し合うことが重要であるため、正しい知識や理解へ向け繰り返し周知することや、日ごろから障害者、健常者の別なく交われる機会および障害者同士の交流会などを創出していく必要があります。

一方で、地域生活においては、障害の種類や程度に応じて必要となるサービスも異なることから、当事者および関係者による協議の場を設け、適切なサービス、支援を提供することが必要です。

そのうえで、多くの人に共通した「日常生活での困りごと」としての「将来の生活への不安」、「親亡き後の不安」についても包括的に支援し、地域で安心して暮らしていける社会の実現に向けた取り組みを充実させ、ともに助け合い、支え合う、暮らしやすい地域を築く活動へとつなげていく必要があります。

また、近年、精神病患者（うつ病患者）が増加しており、アンケートからも市立病院などに精神科医を充実し、早期発見・治療を求める意見が出ています。

5人に1人がかかるとも言われる心の病気はストレスなどの積み重ねがきっかけなど、他の障害と同様に誰でもかかる可能性があります。そのため、「支える側」と「支えられる側」の関係を越え、皆で助け合う支援体制の構築が必要です。

施策の方向

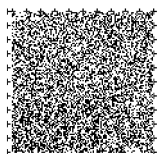
（１）普及・啓発活動の推進

正しい知識の普及と理解の促進

- 市のホームページ、広報紙などの活用、またライトアップによる住民への啓発を行い、障害や障害者及び障害児等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めます。

地域住民との交流の推進

- 市民夏まつりなどイベントへの障害者団体等の積極的な参加を支援し、地域住民との交流の機会を充実します。



福祉教育の推進

- 小中学生の障害への理解と関心を高めるため、ボランティアスクールや学校における福祉講話などを通して障害者及び障害児等との交流を推進していきます。

(2) 地域全体で支えるネットワーク体制づくり

関係機関のネットワークの強化

- 地域における障害者及び障害児等のニーズに応じたサービスの提供を図るため、富士北麓圏域障害者自立支援協議会を通じ、当事者、事業所等との協議の場を設け、関係機関のネットワークを強化します。

地域生活支援拠点等事業の促進

- 地域生活支援拠点等事業の評価を行い、障害者の高齢化や親亡き後を見据え、障害者及び障害児等が地域で安心して暮らしていける社会の実現を目指していきます。

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害者及び障害児等が、障害の程度にかかわらず安心して暮らせるよう、医療・福祉・介護・住まい・相談・社会参加・教育などが包括的に確保された、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、重層的な連携による支援体制の構築に努めます。

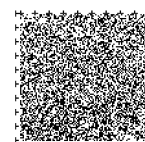
(3) 情報保障・意思疎通の支援

聴覚障害者等への情報保障

- 手話通訳や要約筆記などの派遣を行う意思疎通支援事業の周知の他、意思疎通を図る方法の確保に努めるとともに、手話奉仕員などの人材育成と確保に努めます。

視覚障害者への情報保障

- 市役所など公的機関からの郵送物等へ音声コードや点字を添付し、広報紙などについては点字図書館を通じて情報発信に努め、関係団体と連携し、情報が得やすい環境づくりを推進していきます。また、点訳奉仕員などの人材育成と確保にも努めます。



基本方針4 切れ目ない支援による未来を描ける環境づくり

現状と課題

アンケートやヒアリング調査では、「困ったらすぐ市役所の福祉課に相談に行きます。話を聞いてもらえると安心します」といった意見が寄せられるなど、相談体制がある程度評価されてきている一方で、相談することへの不安や躊躇、プライバシー保護を懸念する声やオンライン相談などの新たな希望、職員や相談員の資質向上、相談窓口の充実を求める声もありました。

個々の障害の状態や特性、ライフステージに応じた適切なサービスを途切れることなく受けられるよう、相談体制を充実させ、本人が安心してどこで誰と生活するかについて、選択、意思決定できる環境を整えていく必要があります。

また、保護者などの支援者が不安を募らせるケースも多いため、本人のみならず周りの方々に対しても少しでも不安と負担が軽減できる環境づくりを目指します。

施策の方向

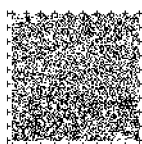
(1) 相談体制の充実

相談しやすい窓口の充実

- 福祉課窓口において、障害者及び障害児等や障害の疑いのある者、またその家族が、各種手続きや相談が円滑にできるよう、一人一人に寄り添った相談しやすい体制を充実していきます。

障害者の総合相談窓口の活用

- 障害者及び障害児等や障害の疑いのある者、またその家族の総合相談窓口として、富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を活用し、相談者の自己決定を尊重した相談支援や、関係機関との連携、また担当者のスキルアップを図ります。



(2) 住みよい地域をめざした福祉サービスの充実

生活に必要なサービスの確保

- 障害者及び障害児等の状態や生活環境に応じた障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスの提供ができるよう、サービス提供事業所と連携し、サービスの質と量の確保、また必要なサービス事業所の誘致や積極的な開業の支援に努めます。

障害特性等に的確な支援ができる人材の育成

- 障害者及び障害児等が暮らしやすい地域をつくるため、医療的ケア児、強度行動障害等の障害の特性や生活環境に応じた的確な支援ができる人材の育成に努めます。

手当等により生活の質の向上や家族の介護負担の軽減

- 障害者及び障害児等の生活の質の向上や家族の介護負担の軽減を図るため、各種手当を中心とした福祉サービスの周知や提供に努めます。

(3) 地域で暮らし続けるための環境の整備

住みよいまちづくり

- 障害者及び障害児等が地域での生活を続けやすくするため、自宅のバリアフリー化などの改修費の助成制度の促進や、ユニバーサルデザインの積極的な導入を進め、住みよいまちづくりを目指します。

安心・安全な生活環境の整備

- 障害者及び障害児等が安全に生活できるよう、歩道スペースの確保や、道路や建物の段差解消、信号機や点字ブロック、標識の設置などについて、関係法令等に基づき、整備充実を図るよう関係部署に働きかけます。

